

「登記相談」について(お知らせ)

新潟地方法務局

当局では、迅速な登記事件処理と、効率的な登記相談を行うため、全庁統一して、次のとおり取り扱っています。

登記相談

- (1) 登記相談を希望する場合には、あらかじめ、電話又は法務局相談窓口で予約をして、法務局職員から説明があった必要書類(できたら、申請する物件、会社・法人を確認するため、隣の窓口で「登記事項証明書」をお取りください。相談によっては運転免許証等の身分を証するものを提示していただく場合があります。)を持ってお出かけください。
- (2) 登記相談は、必要書類や登記申請書の書き方等の登記申請手続についてのご相談に応じるものであり、職員等が登記申請書を作成するものではありません。登記申請書の作成は、お客様自身で行っていただく必要があります。
- (3) 法務局では、限られた人数で登記事件を処理し登記相談をお受けしているため、登記相談のお時間は「30分以内」を目安にお願いしています。
- (4) 登記相談では、登記申請手続に関することと、それに必要な法律的な考え方についてのご相談に応じていますが、お客様自身がお判断すべき法律上の問題については、お答えできません。
- (5) 登記相談では、お客様ご自身が作成された登記申請書の「審査」は行いません。登記申請書が法務局の窓口へ提出された後に、登記官が登記記録及び関係法令に適合しているかどうかを、審査・判断することになります。
- (6) なお、審査の結果、追加書類や登記申請書等の訂正等の不備があった場合には、担当職員から連絡がありますので、担当職員に確認の上、必要な手続をとってください。

登記申請手続の方法について(ご案内)

新潟地方法務局

登記申請手続を行うには、次のような方法があります。

- 【本人申請】 お客様自身が必要書類を集め、登記申請書等を作成する方法です。手続方法等について登記相談をされる場合は、管轄法務局又は最寄りの法務局へお願いします。
- ※「登記相談」について(お知らせ)を参照ください。
- 申請書の様式や書き方等の説明は、法務省のホームページをご覧ください。か、法務局の窓口でもお渡ししています。
- (不動産) <http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI79/minji79.html>
- (商業・法人登記) <http://www.moj.go.jp/MINJI/houjintouki.html>
- なお、専門的知識や、多くの時間と労力を要する場合には、資格者代理人に依頼することをお勧めします。

- 【代理申請】 司法書士や土地家屋調査士等の専門的知識を持っている「資格者代理人」に依頼する方法です。資格者代理人は、専門家として、実態関係を確認し、お客様に代わって登記手続を行うことによって、権利を守り、登記の真实性を確保しています。→※下記の連絡先を参照ください。

※連絡先

- 不動産の相続や贈与、抵当権抹消の登記、会社・法人の登記など
「権利の登記」のご相談は(祝日を除く)...
- 新潟県司法書士会
電話 025-240-7867
- 土地の分筆・合筆の登記、測量、建物の新築・増築の登記など
「表示の登記」のご相談(ご案内)は(祝日を除く)...
- 新潟県土地家屋調査士会
電話 025-378-5005